

第 2 2 回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和 7年3月28日(金) 午後 4時04分
於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和 7年3月28日(金) 午後 4時04分

2. 閉会時間 令和 7年3月28日(金) 午後 4時45分

3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室

4. 出席委員者の数 18名

| | | |
|------------|-----------|------------|
| 1番 北浦 守金 | 2番 田上 豊 | 3番 森 浩則 |
| 4番 稲田 勝 | 5番 水本 正一郎 | 6番 林田 靖仁 |
| 7番 田浦 秀子 | 8番 尾崎 栄 | 9番 松崎 慎太郎 |
| 10番 入江 敏昭 | 11番 森本 勝也 | 12番 米田 公明 |
| 13番 北尾 健一郎 | 14番 祐田 久男 | 15番 林田 了星 |
| 17番 金子 利範 | 18番 廣瀬 光徳 | 19番 村里 枝美子 |

5. 欠席委員者の数 1名

16番 太田 武春

6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 15名

| | | |
|----------|-----------|-----------|
| 安中 佐藤 幸平 | 中央 稲田 俊夫 | 中央 稲田 保夫 |
| 杉谷 酒井 和 | 三会 吉川 周宏 | 三会 荒木 康成 |
| 三会 福島 真一 | 三之沢 島田 和典 | 東空閑 柴田 利明 |
| 大野 井上 和利 | 高野 林 耕平 | 高野 竹田 静男 |
| 池田 伊達 博明 | 久原 森崎 誠一 | 戸田 稲田 浩敏 |

7. 報告事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について

報告第2号 使用貸借解約通知書について

報告第3号 新規就農について

報告第4号 農業用施設届について

報告第5号 農地台帳登載申請について

報告第6号 「島原市農地移動適正化あっせん基準」の制定について

8. 議案

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第4号議案 非農地証明願について

第5号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の要請について

第6号議案 令和7年度の「最適化活動の目標」(案)について

議長

ただ今より、第22回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日、…番 …… 委員は、所要のため欠席と連絡がっております。

本日出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、…番 ……委員、…番 ……委員を指名します。

議長

はじめに、事務局から報告があります。

事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページから2ページに記載のとおりで、5件 10筆 11, 885平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号 使用貸借解約通知書について報告します。

議案集3ページに記載のとおりで、2件 5筆 4, 894平方メートルの届けがありました。

次に、報告第3号 新規就農者について報告します。

議案集4ページに記載のとおりで、届出者は、のちほど上程する農地法第3条による農地を譲り受け、農業に従事する予定です。

次に、報告第4号 農業用施設届について報告します。

議案集5ページに記載のとおりで、3件 4筆 307平方メートルの届けがありました。

次に、報告第5号 農地台帳登載申請について報告します。

議案集6ページに記載のとおりで、2件 2筆 2,573.93平方メートルの申請がありました。

現地確認は、1番を…… 委員、2番を…… 委員に確認していただきました。

なお、2番の農地については、のちほど上程する農地法第3条による農地を贈与により譲り渡し、譲受人により耕作する予定です。

次に、報告第6号 「島原市農地移動適正化あっせん基準」の制定について報告します。

議案集7ページ、説明は別添①をご覧ください。

令和5年4月1日改正された、農業経営基盤強化促進法（基盤法）に伴い、農地の貸し借りが農地中間管理機構を経由した貸借に一本化され、令和5年3月30日付、4経営第3245号「農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正について」について、農林水産省事務次官通知がっております。

令和7年4月1日、「地域計画」が策定されることに伴い、現行の「島原市農地異動適正化あっせん事業実施要領」を改正する必要があるため、また、先月の総会で報告しました、「あっせん

基準」について、県知事認定がされましたので、令和7年4月1日から、新しい「島原市農地移動適正化あっせん基準」（旧実施要領）の施行となりますので、その概要について説明します。なお、内容については、国から「〇〇市農地移動適正化あっせん基準」が示されたため、全部改正とすることとしました。

【あっせん基準の説明】

それでは、主な改正、変更点としまして、地域計画や目標地図において「農業を担う者」を位置づけ、権利取得できる者としてあっせんするということとなります。

2（2）（あっせんの順位）では、これまでは、「農業を営む者」として記されていた、「農地保有合理化法人」と「農業者年金基金」が除かれ、「認定農業者」に加えて「認定就農者」を優先するとなりました。

地域計画策定に伴う変更としましては、2（5）を新設し、地域計画の区域内において、
ア 地域計画の区域内の農用地等に基盤強化法第19条第3項規定する農業を担う者が位置付けられている場合には、その者にあっせんすること
イ 地域計画を変更することが見込まれる場合であって、変更後の地域計画において、当該農用地等に新たな農業を担う者が位置付けられるときには、その者にあっせんすること。
ウ 地域計画において、当該農用地等に農業を担う者が位置付けられていない場合、農業を担う者が直ちに農用地等を引き受けられない場合その他農業を担う者にあっせんすることが適当でない場合には、地域計画の達成に資する者へあっせんすること。
とし、原則、地域計画上の農業を担う者、いわゆる「担い手」にあっせんする旨を追加します。

3（あっせん譲受け等候補者名簿の作成）は、「農業を担う者として地域計画に位置付けられている者は、名簿に登録されている者とみなす。」を追加し、地域計画上の農業を担う者の名簿を兼ねる形となっています。

4（あっせんの実施）は、地域計画の区域内においては、利用権の設定については、農地中間管理事業の活用を促す表現になっています。

6（あっせんの開始）では、農業委員2名から、「農地利用最適化推進委員」の中から、あっせん委員1人以上に替わっています。「島原市農地異動適正化あっせん事業実施要領」は、5ページの「附則」第2項にありますように、廃止され、令和7年3月31日までとなります。

以上で報告を終わります。

議長

ただ今の報告に対して、ご質問等はありませんか。

議長

説明だけではわかりづらいでしょうから、機会を見ながら皆さんには、ご理解をいただき取り組んでいただきたいと思います。

事務局

総会後に、事業の流れ等を説明させていただきます。

議長

ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲受人及び譲渡人は、議案集8ページ、1番に記載のとおりで、畑 1筆 1,219平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、36,524平方メートルで、農機具は、耕運機1台、トラクター3台、動力噴霧器 1台、キャリアー 1台、トラック 3台、草刈機 2台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について報告します。

譲受人は、20年の農作業暦があります。

家族4人で農業を営み、人参・大根・じゃが芋等を作付けし、車で5分ということで問題なしとみております

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番について説明します。

2番の譲受人及び譲渡人は、議案集8ページ、2番に記載のとおりで、田 2筆 1,395平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、9,046.99平方メートルで、農機具は、トラクター 1台、耕うん機 1台、マルチ張り機 1、トラック 1台を、所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番について報告します。

譲受人は、6年の農作業歴があります。

人参・里芋・馬鈴薯等を作付けし、自宅から車で2分ということで問題なしとみております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第1号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の2番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定に

よる許可申請の2番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番について説明します。

3番の譲受人及び譲渡人は、議案集8ページ、3番に記載のとおりで、畑 1筆 597平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、2,316平方メートルで、農機具は、耕運機 1台、管理機 1台、動力噴霧器 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番について報告します。

譲受人は、20年の農作業歴があります。

家族2人で農業を営み、人参・馬鈴薯・玉葱等を作付けし、自宅の隣接地ということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の3番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の4番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の4番について説明します。

4番の譲受人及び譲渡人は、議案集8ページ、4番に記載のとおりで、畑 4筆 8,079平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、16,595平方メートルで、農機具は、トラクター 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の4番について報告します。

譲受人は、3年の農作業暦があります。

大根・人参・トウモロコシを作付けし、自宅から徒歩3分ということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の4番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の4番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の5番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の5番について説明します。

5番の譲受人及び譲渡人は、議案集8ページ、5番に記載のとおりで、畑 1筆 340平方メートルを売買するための申請です。

譲受人は新規就農者ですが、実家が酪農業を営んでいたため、20歳から50歳まで農業経験があり、農機具は、耕運機 1台、テラー 1台、草刈機 1台、消毒機 1台、軽トラック 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の5番について報告します。

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の5番について報告します。

譲受人は、30年の農作業歴があります。

ネギ・白菜を作付けし、自宅から170メートルということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の5番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の5番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の6番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の6番について説明します。

6番の譲受人及び譲渡人は、議案集8ページ、6番に記載のとおりで、畑 1筆 393平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、24,137.24平方メートルで、農機具は、耕うん機 1台、トラクター 2台、草刈機 3台、消毒機 1台、軽トラック 2台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の6番について報告します。

譲受人は、59年の農作業暦があります。

家族4人で農業を営み、キャベツ・馬鈴薯・ネギを作付けし、自宅から50メートルということの問題なしとみております。

審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の6番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の6番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の6番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の7番を上程

いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の7番について説明します。

7番の譲受人及び譲渡人は、議案集9ページ、7番に記載のとおりで、畑 1筆 1,155平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、4,705平方メートルで、農機具は、トラクター 3台、マルチ張1台、畝たて機 1台、モア 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、事務局より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。（譲受人が市外在住のため。）

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の7番について報告します。

譲受人は、50年の農業暦があります。

家族2人で農業を営み、サツマイモ・落花生・里芋等を作付けし、自宅から車で15分ということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の7番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の7番について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の7番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の8番及び9番について関連がありますので、一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の8番及び9番について説明します。

この案件につきましては、第1号議案の8番の申請地と第1号議案の9番の申請地を交換するための申請であることから一括して上程し、審議頂きたいと存じます。

8番の譲受人及び譲渡人は、議案集9ページ、8番に記載のとおりで、畑 2筆 1,349平方メートルを交換するための申請です。

取得後の耕作面積は、19,742平方メートルで、農機具は、耕運機 1台、トラクター 2台、コンバイン 1台、管理機 1台、軽トラック 2台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

また、9番の譲受人及び譲渡人は、議案集9ページ、9番に記載のとおりで、畑 1筆 1,245平方メートルを交換するための申請です。

取得後の耕作面積は、7,587平方メートルで、農機具は、耕運機1台、トラクター 1台、管理機 1台、草刈機 1台、軽トラック1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の8番及び9番について報告します。

8番の譲受人は、52年の農作業暦があります。

家族3人で農業を営み、大根・人参を作付けし、自宅から150メートルということで問題なしとみております。

また、2番の譲受人は、52年の農作業暦があります。

家族2人で農業を営み、菊を作付けし、自宅から600メートルとうことで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の8番及び9番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、まず第1号議案の8番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の8番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案の9番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の9番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

申請人は、議案集10ページ、1番に記載のとおりで、申請地209平方メートルを、耕作通路(建築基準法上の道路共用)として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は、……の一角にあり、北側、東側、南側は農地、西側は道路となっております。

現状のまま利用し、雨水は道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、まず第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集11ページ、1番に記載のとおりで申請地 293平方メートルを譲り受け、宅地造成し売却したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は雑種地、東側は道路、南側は農地、西側は雑種地となっています。

切土により造成し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集11ページ、2番に記載のとおりで申請地288平方メートルを譲り受け、建設資材置場として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は農地、東側、南側は道路、西側は山林となっております。

切土により造成し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案 非農地証明願いの1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、議案集12ページ、1番に記載のとおりで、昭和63年月日不詳頃から、耕作していませんため原野となっています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第4号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は水路、東側、南側は原野、西側は山林となっております。

現地を見ますと、原野となっております、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 非農地証明願いの1番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第5号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の要請につい

て上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について説明します。

議案集の13ページから14ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、34筆、37, 177.04平方メートルの農地について、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構へ要請するものです。内、3筆、2,594.00平方メートルが、受け手のみの変更となります。

別添③ 添付資料の1ページから2ページを併せてご覧ください。

農地中間管理機構に対する要請にかかる農地の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、

「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、21名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案は、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第5号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画（案）は、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請することに決定いたします。

次に、第6号議案 令和7年度の「最適化活動の目標」（案）について上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、令和7年度の「最適化活動の目標」（案）について説明いたします。

別添④の資料をご覧ください。

この「最適化活動の目標」につきましては、農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、農業委員会は毎年、当該年度の活動に対する点検・評価結果及び次年度の最適化活動の目標を決定し、これをホームページ等により公表することとなっています。

1ページをご覧ください。

農業委員会の現在の体制については、令和7年4月1日における、農家・農地等の概要については、2020年農林業センサス、作物統計調査、並びに農林課による直近の数字を記載しております。

2ページをご覧ください。

最適化活動の成果目標の農地の集積については、現状の農地の集積面積及び集積率。目標については、県が策定した農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の、令和12年度における集積率である82%を目標値としております。

次に、遊休農地の解消については、現状及び課題として令和6年度の遊休農地面積。解消目標については、令和3年度の遊休農地面積を5年間で解消するものとして、2ヘクタールとしております。

次に3ページをご覧ください。

新規参入の促進については、現状及び課題として過去3年間の経営体数及び経営面積。目標については、過去3年間の権利移動面積の1割を目標としております。

最適化活動の活動目標における、推進委員等が最適化活動を行う日数目標につきましては、昨年と同じく、1人当たりの活動日数は月10日とさせていただきました。

また、活動強化月間の設定目標での農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進については、強化月間として7月、8月、12月、1月を設定しています。

令和7年度の目標達成に向け、農業委員、農地利用最適化推進委員皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

以上で、令和7年度の「最適化活動の目標」（案）について説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第6号議案を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第6号議案、令和7年度の「最適化活動の目標」（案）は承認することに決定いたします。

議長

以上で、第22回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第22回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

終了時間 午後 4時45分